

# 和歌山県報

発行和歌山県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次		(取扱課室名) ページ
〇 告示		
463 七郷井土地改	良区の役員の就退任	(農業農村整備課)1
464 平成28年度狩	猟免許試験の実施	(果樹園芸課)2
465 平成28年度狩	猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	( ") 3
466 農用地利用配	分計画の認可の申請	(経営支援課)5
467 農用地利用配	分計画の認可	( ")5
468 保安林の指定	施業要件変更予定	(森林整備課)5
469 保安林の指定	施業要件の変更	( ")6
470 "		( ")6
471 公共測量の終	了	(技術調査課)7
472 土砂災害警戒	区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)7
473 一般競争入札	による落札者の決定	(教育委員会)8
〇 公安委員会告示		
23 技能検定員審査	を及び教習指導員審査の実施	9
〇 海区漁業調整委員	<b>皇会指示</b>	
1 まき餌船釣り等	の禁止等	10
〇 公告		
都市計画の図書の写	<b>昇しの縦覧</b>	(都市政策課)11
IJ		( ") 11
IJ		( ") 12
告	示	
和歌山県告示第463号	_	
土地改良法(昭和2	4年法律第195号)第18条第17項の規定により七郷	井土地改良区の役員について次の
とおり公告する。		
平成28年4月22日		
		和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
1 退任した役員(平)	成28年3月31日退任)	
職名氏名	住所	
理事 市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1	
理事 前田秀樹	伊都郡かつらぎ町大字新田18番地	
理事 阪口廣宣	伊都郡かつらぎ町大字大谷1119番地	
理事 北浦比左志	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町343番地	
理事 長坂安雄	伊都郡かつらぎ町大字教良寺81番地	
理事 津守富久	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地	

理事 草田宏員 伊都郡かつらぎ町大字大谷120番地 理事 岸岡福三 伊都郡かつらぎ町大字佐野559番地 監事 山口紀和 伊都郡かつらぎ町大字三谷1512番地

監事 岸田泰明 伊都郡かつらぎ町大字佐野822番地の1

2 就任した役員(平成28年4月1日就任)

職名氏名住所

理事 前田秀樹 伊都郡かつらぎ町大字新田18番地

理事 北浦比左志 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町343番地

理事 津守富久 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地

理事 長坂安雄 伊都郡かつらぎ町大字教良寺81番地

理事 家始道典 伊都郡かつらぎ町大字大薮121番地

理事 阪口廣宣 伊都郡かつらぎ町大字大谷1119番地

理事 市川博司 伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1

理事 岸岡福三 伊都郡かつらぎ町大字佐野559番地

監事 山口紀和 伊都郡かつらぎ町大字三谷1512番地

監事 岸田泰明 伊都郡かつらぎ町大字佐野822番地の1

## 和歌山県告示第464号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第 41条の規定により、平成28年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月17日	日日日日日日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月17日		正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月17日		正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ケ丘二丁目4-8
8月28日		正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月28日		正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

## 2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

# イ 猟具の取扱い

- (ア)網猟免許に係るもの
  - a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
  - b 網の猟具1種類についての架設を行う。
- (イ) わな猟免許に係るもの
  - a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
  - b わなの猟具1種類についての架設を行う。
- (ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装塡、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装塡及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識 について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

- 6 携帯品
  - (1) 狩猟免許試験受験票
  - (2) 筆記用具
  - (3) 視力矯正器具
- 7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、 住所地を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円(和歌山県証紙)とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟 免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円 とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書(申請時点で作成後3か月以内のもの)

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条 第1項に定める県の休日を除くものとし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1)7月17日(日)実施試験については、6月6日(月)から6月24日(金)まで
- (2) 8月28日(日) 実施試験については、7月19日(火)から8月5日(金)まで
- 9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

#### 和歌山県告示第465号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第

51条の規定により、平成28年度狩猟免許更新に係る適性試験(以下「適性検査」という。)及び講習を次 のとおり実施する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

# 1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月6日	水	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8
7月12日	火	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ケ丘二丁目4-8
7月21日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月22日	金	午後1時30分	印南町公民館	日高郡印南町大字印南2009番地1
7月26日	火	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月27日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
7月31日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1
8月5日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209

## 2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

- 3 講習内容
- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護及び管理 45分
- 4 適性検査及び講習対象者
  - (1) 県内に住所を有し、平成28年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で、当該狩猟 免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲 げる者を除く。
  - (2) (1) の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者については、 当該狩猟免許についても更新することができる。
- 5 携帯品
- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 視力矯正器具
- 6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を 添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産 振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第 1項に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの(縦3.0センチメートル、横2.4 センチメートル) で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(和歌山県証紙)とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書(申請時点で作成後3か月以内のもの)

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

## 和歌山県告示第466号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年4月12日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水 産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年5月5日まで縦覧に供する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第2号-1	西牟婁郡白浜町中字前川848外11筆
平成28年度第2号-2	西牟婁郡白浜町中字江崎1970

## 和歌山県告示第467号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に 関する農用地利用配分計画を平成28年4月14日に認可した。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第78号-1	西牟婁郡白浜町富田字中河原584外5筆
平成27年度第78号-2	西牟婁郡白浜町栄字平才野1526-1外1筆
平成27年度第78号-3	西牟婁郡白浜町内ノ川字狩又415-2
平成27年度第78号-4	西牟婁郡白浜町十九渕字伊勢谷土手内425-1外1筆

## 和歌山県告示第468号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年4月22日

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第469号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第470号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成28年4月22日

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 古座川町(次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第471号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 空中写真測量(固定資産)
- 2 作業期間 平成27年7月14日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

## 和歌山県告示第472号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

田並川右支渓(7-407-1-016)、田並川左支渓(7-407-1-019)、目津川左支渓(7-423-1-015)、目 津川左支渓(7-423-2-011)、神野川右支渓(7-423-2-012)、目津谷川(7-423-1-010)、西向001(7 -423-1-011) 、目津川右支渓 (7-423-1-013) 、成就谷 (7-423-1-016) 、古座川右支渓 (7-423-1-01 7) 、古座川右支渓(7-423-1-018)、丸山谷(7-423-1-019)、古座川右支渓(7-423-1-020)、岩淵 川(7-423-1-021)、古座川右支渓(7-423-1-023)、女鹿谷(7-423-1-024)、白石谷(7-423-1-02 5) 、市谷右支渓 (7-423-1-026) 、古座川右支渓 (7-423-1-028) 、西向002 (7-423-2-008) 、大伏谷 (7-423-2-013) 、田崎(I-1716)、田並(2)・田並(4)(I-1717)、田並・田並(2)(I-171 8) 、田並(3) ・田並(2) (I-1719)、田並天神(I-1720)、田並向地(2) (I-1721)、田並向 地 (I-1722) 、洞谷 (I-1723) 、田並 (9) ・田並大河原 (I-4526) 、田並 (6) ・田並大河原 (I -4527)、田並向地(1)(I-4549)、田並(8)・田並(4)(I-4563)、田並上(206)(Ⅱ-724 4)、田並(301) (Ⅲ-4205)、田並(303) (Ⅲ-4207)、田並(101) (Ⅱ-70066)、田並(102) (II-70117)、神野川(1)(I-1848)、西向(209)(II-7358)、西向(207)(II-7359)、西向 (302) (Ⅲ-4377) 、西向(303) (Ⅲ-4378) 、西向(304) (Ⅲ-4379) 、西向(305) (Ⅲ-4380) 、 神野川(101) (Ⅱ-70067)、神野川(102) (Ⅱ-70068)、伊串(3) (Ⅰ-4580)、西向(101) (Ⅱ -70062)、西向(102)(Ⅱ-70063)、古田(101)(Ⅱ-70064)、古田(102)(Ⅱ-70065)、伊串 (I-1846)、目津 (I-1847)、神野川・上ケ地 (I-1849)、上ケ地 (I-1850)、岩渕 (I-1851)、 岩渕(1)(I-1852)、古田(2)·古田(I-1853)、古田(I-1854)、真土(I-1856)、西向 (I-4581)、古田(3)(I-4582)、西向(201)(II-7350)、西向(202)(II-7351)、西向(20 3) (Ⅱ-7352)、西向(204) (Ⅱ-7353)、古田(201) (Ⅱ-7354)、岩渕(Ⅱ-7355)、西向(20 5) (Ⅱ-7356)、西向(206) (Ⅱ-7357)、古田(301) (Ⅲ-4375)、西向(306) (Ⅲ-4381)、西

向 (307) (Ⅲ-4383)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (2) 十砂災害警戒区域の名称

田並川左支渓(7-407-1-018)、目津川右支渓(7-423-1-014)、目津谷川(7-423-2-009)、古座川 右支渓(7-423-1-022)、小谷(7-423-1-027)

(3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第473号

平成28年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年4月22日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量和歌山県立図書館資料(図書)納入業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県立図書館総務課 和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日平成28年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社ヒロカンパニー 和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額(各1冊当たりの納入価格) 資料本体価格の98.5パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成28年1月26日

# 公安委員会告示

# 和歌山県公安委員会告示第23号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。 平成28年4月22日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

# 1 審査の種類等

種類	内 容	期日	場所
技能検定員審査 (大型) 技能検定員審査 (中型) 技能検定員審査 (普通) 技能検定員審査 (大特) 技能検定員審査 (大自二) 技能検定員審査 (普自二) 技能検定員審査 (牽[けん]引) 技能検定員審査 (大型二種) 技能検定員審査 (中型二種) 技能検定員審査 (普通二種)	技能検定に関する技能及び知識	平成28年6月13日(月)から同	和歌山市西1番地
教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (大自二) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (牽[けん]引) 教習指導員審査 (大型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及び知識	月23日(木)までの間	交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課

## 2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成28年5月16日(月)から同月23日(月)まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

- (3) 申請に必要な書類等
  - ア 運転免許証
  - イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)
  - ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当 する者であることを証する書面
  - エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上 三分身、無背景のもの)1枚
- (4) 審査手数料
  - ア 教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに14,950円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額

イ 技能検定員審査手数料

# **和歌山県報 第 2754 号** 平成 28 年 4 月 22 日 (金曜日)

審査の種類ごとに23,450円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係(電話073-473-0110 内線363)

# 海区漁業調整委員会指示

# 和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使 用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為(以下「まき餌船釣り等」という。)について、次 のとおり指示する。

平成28年4月22日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得 た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成28年4月24日から平成30年4月23日までとする。

## 別表

漁場の位置	免許権者名(免許番号) 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区 域	
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		周年
東牟婁郡串本町樫野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町樫野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		10月20日から翌年7月31日まで
来午 <b>安</b> 郁中 <b>平</b> 则性野地元	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同 組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
<b>本公事刑士加町加</b> 井	代表者 東忠生ほか4名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者 東忠生ほか4名 (和定第13号)		5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

## 別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
r	33度52.86分	135度03.48分
1	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
工	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06. 33分
丰	33度53.38分	135度06. 53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

## 別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
P	33度35.91分	135度19. 39分
1	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

# 公 告

# 都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条 第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
   和歌山都市計画高度利用地区の変更
- 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

## 都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条 第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月22日

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 和歌山都市計画第一種市街地再開発事業の変更(友田町四丁目地区)
- 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

# 都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称和歌山都市計画第一種市街地再開発事業の変更(和歌山市駅前地区)
- 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課